

○函南町水道水源保護条例
平成15年9月16日条例第19号
函南町水道水源保護条例

(目的)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条第1項の規定の主旨に則り、町の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で水道原水の取入れに係る区域をいう。
- (2) 水源保護地域 町の水道に係る水源及びその上流地域で、町長が指定する区域をいう。
- (3) 対象事業 産業廃棄物処理業をいう。
- (4) 規制対象事業場 対象事業を行う事業場のうち、水道に係る水源を汚濁し、又は汚濁するおそれのある事業場で、第8条第3項の規定により認定されたものをいう。

(町の責務)

第3条 町は、水源の保護に係る施策を実施しなければならない。

(町長の責務)

第4条 町長は、水源の水質の保全に努めなければならない。

(住民等の責務)

第5条 何人も、町が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(水源保護地域の指定等)

第6条 町長は、水源の水質を保全するため水源保護地域を指定することができる。

- 2 町長は、水源保護地域を指定しようとするときは、函南町水道事業審議会の意見を聴くことができる。
- 3 町長は、第1項の規定により水源保護地域の指定をしたときは、その旨を直ちに公示するものとする。
- 4 前2項の規定は、水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

(規制対象事業場の設置又は操業の禁止)

第7条 何人も、水源保護地域内において、規制対象事業場を設置し、又は操業してはならない。

(事前協議及び措置等)

第8条 水源保護地域内において対象事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ町長に協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を採らなければならない。

- 2 町長は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置を採らず、若しくは採る見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該措置を採るよう勧告するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による協議があった場合において、函南町水道事業審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。
- 4 前3項の規定は、対象事業を行う施設の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更しようとするものについて準用する。

(一時停止命令等)

第9条 町長は、事業者が前条第2項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて対象事業を行う施設の建設及び対象事業の実施の一時停止を命ずることができる。

第10条 町長は、水道水源保護地域内において、対象事業以外の事業又は行為を行おうとする者及び既に対象事業を実施している者に対しても、水道水源の水質を保全するため、必要な措置を採ることを指導し、勧告し、又は事業の一時停止を命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。